資料8－1

災害発生直後の急性期における支援体制について（案）

平成 30 年 10 月
防災対策特別委員会

1　目　的　等

災害発生時において、地域住民の生命と財産を守り、被災者の生活再建を支援することは、基礎自治体の首長の重要な責務である。

これまでの災害における教訓として、発災直後の急性期において、都道府県や国等からの各種の支援が届くまでの間を中心に、避難所等において不足する水、食料、毛布等の物資や災害対応に必要なマンパワーの確保が大きな課題となっている。

先の平成 30 年 7 月豪雨や大阪府北部地震に際しては、全国市長会会長及び関係副会長を中心に市長相互間の直接の携帯電話の連絡により被災都市自治体への迅速な物的・人的支援が行われ効果・実績をあげたところである。

これらを踏まえ、被災自治体への支援体制を強化するため、平時から関係者間において、携帯電話番号等を相互に交換することにより、市長相互の緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう体制を整備する。

2　支部市長会の体制等

（１）体制

① 支部長は、災害時に域内の都道府県会長と緊密に連絡を取り合い、支援等のための各種調整を行う。

② 支部長が対応できない場合を想定し、あらかじめ支部長を代理する者 2 名以上を選出しておくものとする。

③ 支部長を補佐し支部内の情報等をとりまとめ伝達するため、あらかじめ支部内で事務局を指定する（以下「指定事務局」という。）。

（２）主な役割

① 支部内で災害が発生した場合

被災した市区長が求める物的支援等の情報を収集し、必要な支援等に関し各都道府県会長等関係者と協力して必要な調整を行うとともに、その内容等について指定事務局に伝達する。指定事務局は、当該情報をとりまとめ全国市長会に伝達する。

② 支部外で災害が発生した場合

支援の必要がある場合、支部内で必要な調整を行うとともに、その内容等について指定事務局に伝達する。指定事務局は、当該情報をとりまとめ全国市長会に伝達する。

3　都道府県市長会の体制等

（１）体制

① 都道府県会長は、災害時に支部長等関係者と緊密に連絡を取り合い、支援のための各種調整を行う。

② 都道府県会長が対応できない場合を想定し、あらかじめ都道府県会長を代理する者２名以上を選出しておくものとする。

（２）主な役割

① 都道府県域内で災害が発生した場合

被災した市区長が求める物的支援等必要な情報を収集し、域内の市区長による支援の調整を行う。また、その内容について、支部長等に伝達する。

② 支部外で災害が発生した場合

支部長から要請があった場合等において、関係者と協力し必要な調整を行う。また、その内容について支部長等に伝達する。

4　支部市長会事務局・都道府県市長会事務局の役割

支部市長会事務局及び都道府県市長会事務局は相互に連携し、独自の支援を実施した都市自治体も含め、その支援内容等について、全国市長会事務局が提供する災害掲示板等に漏れなく掲載するよう依頼する。また、支部長、都道府県会長の求めに応じ必要な協力を行う。

上記２（１）の支部長、３（１）の都道府県会長については、各支部、各県市長会の実情に応じ、支部長、県会長以外の市区長を選任しても差し支えないものとする。

また、指定事務局は、支部市長会事務局又は都道府県市長会事務局以外の事務局を指定することも差し支えない。

5　全国市長会の役割

（１）会長等役員

会長、防災担当副会長、防災対策特別委員長は、緊密に連絡を取り合い、被災地支援の総合調整等を行う。

（２）事務局の役割

被災地からの応援要請、各市区からの応援の申し出、各市区長による被災地支援状況等の必要な情報を市長会メンバーズページ（災害掲示板等）に掲載し、都市自治体に情報を提供する。

また、災害掲示板等の情報をとりまとめ、一般向けホームページへの掲載や記者発表などの方法により、取組内容を一般に広く公表するとともに、被災都市の支援に必要な情報を状況に応じて全国に発信する。

6　今後検討する必要のある主要な課題等

○ 支援物資の備蓄、輸送の方法等
○ 被災団体の受援体制
○ 避難所運営、罹災証明等のための人員の確保
○ 町村会との連携
○ 災害救助等に係る都道府県との連携強化
○ 国土交通省地方整備局（リエゾン、TEC フォース）の被災地への人的・技術的支援と被災地首長との連携のあり方
○ 災害情報の集約に関する取組（災害情報ハブ）や各種の支援スキーム等、国との連携強化
○ プッシュ型の支援のあり方（現場の混乱を回避するために）
○ 広域にわたる大災害発生時における被災団体のニーズの早期把握と支援のあり方
○日本弁護士連合会との連携による被災者支援のための無料法律相談等の仕組みづくり

事務局からのお願い

1　携帯電話番号の登録について

今回の全国市長会における支援体制の構築は、主に急性期において不足する物的資源等の支援に対応するため、市区長相互の携帯電話を中心とした連絡網をまずは整備しようとするものであり、今回登録いただく携帯番号等の情報については、代理する方も含め、登録される者間で共有します。

なお、携帯電話番号については、公用・私用を問わず、いつでも連絡のとれる番号の登録をお願いします。

2　参考情報の提供について

前回の防災対策特別委員会において紹介された「九州市長会における災害時相互支援プラン」を添付させていただきます。

今回の連絡網の整備にあわせ、今後、各支部市長会、各都道府県市長会において、防災体制の強化策等について、検討等を行う際にご活用ください。

なお、必要な資料等がある場合は、適宜全国市長会行政部あてご相談ください。

全国市長会　緊急支援体制の構築に向けた緊急連絡先登録票（都道府県）

都道府県名	

		市区名	市区長氏名	携帯電話番号 （000-0000-0000）	Eメールアドレス
都道府県会長 （または都道府県会長に代わる市長）					
会長代理	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

	事務局名	担当者氏名	携帯電話番号 （000-0000-0000）	Eメールアドレス
事務局担当者				

※本登録票記載の内容は厳重に管理いたします。
※ご登録いただいた情報は登録者間で共有します。
※Eメールアドレスについては、支援等の情報を送付する際に使用することを主に想定しており、連絡のとれるPC用アドレスを登録いただいても差支えありません。